

2014年度 スーパーグローバル大学創成支援事業 国費外国人留学生 募集要項

文部科学省は「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択された大学を対象に、国内採用による国費外国人留学生（研究留学生・学部留学生）を下記のとおり募集する。

記

1 応募者資格及び条件

- (1) 対象：平成26年10月1日現在、学部正規課程、または大学院正規課程（※1）において、私費外国人留学生（※2）として、在籍する者のうち、学業成績が特に優秀な者（※3）。
- (2) 国籍：平成26年10月1日現在、日本国政府と国交のある国のものを有すること。
- (3) 年齢：原則として、大学院は1979年4月2日以降に出生した者。学部は1989年4月2日以降に出生した者。
- (4) 学歴：大学院については日本の大学を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者。なお、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、以下に該当する者とする。
 - ① 外国において、学校教育における16年（医学、歯学、獣医学及び6年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については、18年）の課程を修了した者。
 - ② 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳（医学、歯学、獣医学及び6年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については、24歳）に達した者。

（注）上記以外の資格により日本の大学院入学資格を有する者を含む。
学部については、学校教育における12年の課程を修了した者、または高等学校に対応する学校の課程を修了した者等日本における大学入学資格を有する者。
- (5) 健康：心身ともに大学における学業に支障がないこと。
- (6) 査証取得：平成26年10月1日現在、「留学」の査証を必ず取得していること。また、採用された者が、例外的に、採用前に「留学」以外の在留資格で日本に在留し日本国内で資格変更する場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」とする必要があるので留意すること。（「留学」以外の査証あるいは在留資格をもって奨学金支給開始月に在学する者は国費外国人留学生の資格を有しない。また、本邦入国後在留資格を「留学」以外に変更した者についても、在留資格変更時点で国費外国人留学生としての資格を喪失するので留意すること。）
- (7) その他：次に掲げる者は、対象外とする。合格以降に当該事実が発生した場合、辞退すること。
 - ① 現役軍人、または軍属の資格の者。
 - ② 標準修了年限での修了が不可能である者（休学者は除く）。
 - ③ 過去に国費外国人留学生であった者で、その奨学金支給期間終了後3年間を経過していない者。ただし、日本語・日本文化研修留学生や国際化拠点整備事業（グローバル30）により採用された者はこの限りではない。
 - ④ 日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む。）から奨学金等を受給する者。（研究費として用途を限定するものを除く）
 - ⑤ 本奨学金における他大学との重複申請、日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度に併願している者。（これまで日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度により採用され、引き続き受給予定の者も含む）

- (※1) 研究生等の身分で非正規課程に在籍する私費外国人留学生を含まない。
- (※2) 私費外国人留学生とは日本の大学等において、教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生(出入国管理及び難民認定法別表第一に定める在留資格「留学」を有するものに限る)で、日本政府(文部科学省)から国費外国人留学生として奨学金を受けていない者及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。
- (※3) 推薦する留学生については学業成績が直近の過去1年間で2.50以上であり、奨学金支給期間中においてもそれを維持する見込みがある者をいう。

2 採用予定数：500名程度(タイプAの大学は20名、タイプBの大学は10名を上限として採用する予定。)

3 奨学金支給期間：平成26年10月～平成27年3月(6ヶ月間)

4 奨学金等

(1) 奨学金：大学院(修士課程・専門職学位課程) 144,000円
(博士課程) 145,000円

学部 117,000円

ただし、次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。なお、大学を休学、または長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

- ① 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
- ④ 学業成績等不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑤ 当該大学を退学したとき、または他の大学に転学したとき。
- ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。
- ⑧ 大学がスーパーグローバル大学創成支援事業の対象(事業終了も含む。)とならなくなったとき。

(2) 旅費：文部科学省は渡日・帰国に際する旅費を負担しない。

(3) 授業料等：原則として、大学における授業料等は当該大学が負担する。

5 推薦手続き及び選考

(1) 推薦：各大学長は、スーパーグローバル大学創成支援事業の趣旨に鑑み、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、別紙様式により必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦する。

(2) 選考：各大学長から推薦された者のうち、選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき、文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間等を決定する。

(3) 提出書類等(公文書を添付し、正本1部を提出すること)

① 大学において作成し、文部科学省に提出するもの

ア 国費外国人留学生(研究・学部留学生)推薦調書(別紙様式1)

※推薦者1名に対し1枚作成

イ 推薦者一覧(別紙様式2)

ウ 候補者に対して行った面接等による総合成績評価報告書(別紙様式3)

エ スーパーグローバル大学創成支援事業国費外国人留学生採用計画(別紙様式4)

※別紙様式4は現段階において、平成27年4月1日以降も継続して国費外国人留学生

として、採用することが見込まれる者を把握するものである。

オ 在籍簿の写し（10月・11月のサインがあるもの）

② 大学が本人より取り寄せて文部科学省へ提出するもの

ア 申請書（別紙様式5）（両面印刷）

イ 研究計画、または研究状況（別紙様式6）

③ 大学が本人より取り寄せて大学内で保管するもの

ア 在籍証明書（平成26年10月1日現在の在籍課程、身分を証明したもの）

イ 成績証明書（学業成績係数の算出に必要なもの）

ウ 在留資格を証明する書類（在留カード、旅券の在留資格確認箇所等）

（4）提出期日：平成26年11月14日（金）必着

（5）注意事項

① 提出書類は、一切返却しない。また、提出後の差し替えは認めない。

② 上記の申請書がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。また、提出期日（当日消印有効）を過ぎたものは、一切受理しない。

③ 大学で保管する書類については、文部科学省からの要請に応じて、提出できるよう適切に管理すること。

6 結果通知

平成26年11月下旬を目処に、各大学長宛に文書をもって通知を行う予定。

7 その他

（1）採用後の手続きは、採用候補者の決定を通知する際にあわせて通知する。

（2）平成27年4月以降の奨学金については、後日、募集を行う。採用予定数については、今年度と同数の予定である。各大学において、今回の推薦に基づき国費外国人留学生に採用された者を平成27年4月以降も継続して採用を希望する場合には、前述の募集に際し、各大学の採用予定数（今年度と同程度の採用予定数）の範囲内において、平成27年4月からの新規採用の希望者と併せて調整の上、改めて推薦すること。なお、平成27年4月以降の採用からは、新たに渡日する学生も対象とする予定である。

（3）平成26年10月、11月の奨学金の支給について、今回は例外的措置として、12月の支給手続きにまとめる。各大学において、在籍簿は10月から作成すること。在籍簿のサインが確認できない場合、当該月の奨学金の支給をすることができないので、十分注意すること。

なお、在籍未確認等により12月分の支給が行えない場合は、翌月以降にまとめて支給することとなるので、あらかじめ承知しておくこと。

（4）「国内採用」は、昨年度と同様に実施する予定である。今回の推薦に基づき国費外国人留学生に採用された者は応募することはできないので十分注意すること。

（5）「進学等に伴う奨学金支給期間の延長を希望する国費外国人留学生の取扱い及び特別延長を希望する国費外国人留学生（研究留学生等）の取扱い」は、昨年度と同様に実施する予定であるが、今回の推薦に基づき国費外国人留学生に採用された者は応募することはできない。

（6）上記の他、申請に関する留意事項及び詳細は、別紙「申請に当たっての留意事項」によること。